

重要な会計方針に係る事項に関する注記

平成26年度から、改正後の地方公営企業会計基準を適用し財務諸表等を作成している。

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ・ たな卸資産（貯蔵品）の評価方法は先入先出法による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却は定額法による。ただし、水道メーターについては取替法による。

(3) 引当金の計上方法

イ 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ロ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、過去の貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

ニ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計との取り決めにより、市町村総合事務組合への当初負担金以降の追加的負担は全額一般会計において措置していることから、退職給付引当金は計上しないこととなっている。

(4) その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

- ・ 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。